

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 2

令和6年3月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社キャッツ・コーポレーション (法人番号: 1010601037967) 代表者 森田 治男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区新木場1-2-3 (本社営業所) 東京都江東区新木場1-2-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 180日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年7月5日、定期的な監査を実施。9件の違反が認められた。(1) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3) 交替運転者の配置義務違反(運輸規則第21条第6項)、(4) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(7) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8) 整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(9) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 18点 当該事業者の累積点数 18点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年3月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	羽田空港交通株式会社（法人番号：9010801024163） 代表者 大西 昭範
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市川崎区東扇島90-3- I (羽田営業所) 神奈川県川崎市川崎区東扇島90-3- I
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 280日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年7月5日、令和3年8月17日及び令和3年9月7日、定期的な監査を実施。13件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(4)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(5)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(6)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(7)乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(8)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(9)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)点検整備関係義務違反(運輸規則第45条)、(12)整備管理者解任の未届出(道路運送車両法第52条)、(13)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 28点 当該事業者の累積点数 50点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年3月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社大盛観光 (法人番号: 6050002025761) 代表者 川面 松江
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県古河市仁連365-41 (本社営業所) 茨城県古河市仁連365-41
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和5年8月8日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年3月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社コムウェル (法人番号: 4011301004404) 代表者 山川 寅彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都杉並区阿佐谷南3-6-1 (東久留米営業所) 東京都東久留米市柳窪4-7-9
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年6月8日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(3)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和6年3月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社シーエイチアイ (法人番号：8010401017741) 代表者 露崎 強
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区元麻布3-4-41 <small>(シーエイチアイ観光バス本社営業所)</small> 千葉県富里市七栄650-72
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和5年11月8日及び令和5年11月29日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)点検整備記録簿等の記載義務違反等(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)